

宝来坂ふるさと防災チーム防災計画

1 目的

この計画は、宝来坂ふるさと防災チーム規約第13条に基づき定めるもので、火災、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という）による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

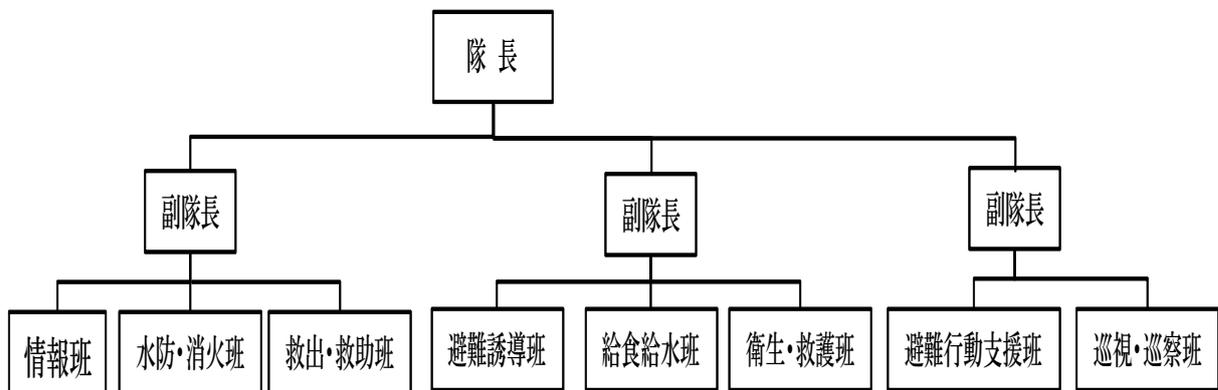
この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) ふるさと防災チームの組織編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及・啓発に関する事。
- (3) 地域の災害危険の把握に関する事。
- (4) 防災訓練の実施に関する事。
- (5) 情報の収集伝達に関する事。
- (6) 水防活動、出火防止及び初期消火に関する事。
- (7) 救出・救助に関する事。
- (8) 衛生・救護に関する事。
- (9) 避難誘導及び避難所の組織的運営に関する事。
- (10) 給食給水に関する事。
- (11) 避難時要援護者対策に関する事。
- (12) 他組織との連携に関する事。
- (13) 防災資機材等の整備及び管理に関する事。

3 組織編成及び任務分担

(1) 組織の編成

宝来坂ふるさと防災チームの組織編成は、次のとおりとする。



(2) 災害発生時の活動概要（任務分担）

区 分	人数	災害発生時の活動
災害対策本部 情報班	7人	隊長、副隊長及び各班長等が一箇所に集まり、本部を設置して情報収集すると共に災害拡大予防に努める。 ① 班ごとの任務割り振り、活動内容の決定 ② 災害情報の収集、住民への伝達 ③ 住民の安否情報等の集約 ④ 各班の活動状況の把握と記録 ⑤ 市などの防災関係機関へ被害などの連絡、援助要請
水防消火班	12人	迅速に土のう積や初期消火を行い、災害の拡大を防ぐ。 ① 風水害時の土のう積などの水防活動 ② 火災発生時の初期消火 ③ 地震発生後、ガス、電気の切断を住民に徹底
救出救助班	11人	大災害で多数発生する負傷者や病人に対して、 <u>自分たちでできる救出・救助</u> を行う。 ① 道路冠水時、ボート等を使用した救出・救助活動 ② 倒壊家屋の下敷きになった人の救出・救助 ③ 防災関係機関への協力要請
避難誘導班	24人	住民の安否確認を行うと共に安全確実に避難誘導する。 ① 避難の呼び掛け要支援者の避難誘導、避難支援 ② 避難住民の避難誘導、安否確認 ③ 避難所の運営
給食給水班	10人	自家持ち寄りなどの食糧で炊き出しを行う。 ① ふるさと防災チーム等災害対応従事者への炊き出し ② 避難者への食糧や飲料水の調達、調理、配給
衛生救護班	4人	① 負傷者の応急手当の実施 ② 中等・重傷者の搬送手配（行政機関に要請） ③ 避難所の衛生管理（防疫管理、し尿管理など）
避難行動支援班	6人	避難行動要支援者の安全確認、避難誘導・支援
巡視巡察班	5人	① 危険個所の広報 ② 警報発令時の巡回 ③ 被災地の巡察

人数は、平成30年10月時点の宝来坂ふるさと防災チームの隊員数。

(3) 災害警戒（対策）本部の設置

次の事象が生じたときは、隊長、副隊長、各班長及び情報班は、自主的に宝来坂集会場に集まり、災害警戒（対策）本部を設置し情報の収集を行う。

- ※ 風水害は、警戒レベル3「高齢者等避難」以上の避難情報の発令
- ※ 地震の場合は、震度5弱以上の発表による

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、風水害、火災等についての知識に関すること。
- ③ 風水害時等の早期避難に関すること。
- ④ 各家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関すること。
- ⑤ 各家庭における住宅用火災警報器の設置に関すること。
- ⑥ 各家庭における食料等の備蓄に関すること。
- ⑦ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

- ① 広報誌、チラシ、ポスター等の配布、回覧
- ② 座談会、講演会、映画会等の開催
- ③ パネル等の展示

(3) 実施時期

- | | |
|-----|----------|
| 3月 | 春の火災予防週間 |
| 9月 | 防災の日 |
| 11月 | 秋の火災予防週間 |

その他、自治会の催し物に付随する形式で随時実施する。

5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次のとおり地域固有の防災問題に関する把握を行う。

また、それらを地図に落とし自治会内で情報共有する。

(1) 把握事項

- ① 危険地域、区域等
- ② 地域の防災施設、設備
- ③ 過去の災害履歴、災害に関する伝承

(2) 把握の方法

- ① 湖南省防災マップ、地域防災計画

- ② 座談会、講演会、研修会等の開催
- ③ 会員による自治会内の踏査
- ④ 災害記録の編さん など

6 防災訓練

大地震等の災害に備えて、情報の収集・伝達、水防・消火、避難行動等が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

① 個別訓練

- ア 情報収集・伝達訓練
- イ 水防・消火訓練
- ウ 救出・救助訓練
- エ 避難・誘導訓練
- オ 給食給水訓練
- カ 衛生・救護訓練
- キ 避難行動支援訓練
- ク 巡視・巡察訓練

② 総合訓練

総合訓練は、2つ以上の個別訓練を総合的に行うものとする。

③ 体験イベント型訓練

防災を意識せず災害対応能力を高めるために行うものとする。

④ 図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

(2) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(3) 訓練の時期及び回数

- ① 訓練実施時期は関連機関との調整をとり、年初に決めるものとする。
- ② 総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練にあつては随時実施する。

7 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次のとおり行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報班は、自治会内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、タウンメール、防災行政無線、携帯無線機、インターネット、伝令等による。

8 水防活動、出火防止及び初期消火

(1) 水防活動

水防・消火班は、風水害時、自治会内河川の越水により住宅への浸水の危険性が高くなった時、土のう積を行う。

(2) 出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする原因となるので、出火防止の徹底を図るため、各家庭において、主として次の事項に重点をおいた点検整備の啓発を行う。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 可燃性危険物品等の保管状況
- ③ 消火器等消火資機材の整備状況
- ④ 住宅用火災警報器の設置状況
- ⑤ その他建物等の危険箇所の状況

(3) 初期消火対策

地域内で火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火資機材の整備を行う。

- ① 消火栓の配置場所の確認、機能の点検
- ② 消火ホース格納庫設置場所、格納品の確認

9 救出救助

(1) 救出・救助活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救助を要する者が生じたときは、ただちに救出・救助活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救助活動に協力する。

(2) 防災関係機関の出動要請

救出・救助班は、防災関係機関による救出を要するものであると認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。

10 衛生救護

(1) 負傷者の応急手当の実施

(2) 中等・重傷者の搬送手配（行政機関に要請）

負傷者が医師の手当を要するものであると認めたときは、行政防災関係機関へ医療機関への搬送手配を要請する。

- (3) 避難所の衛生管理（防疫管理、し尿管理など）

11 避難誘導

災害発生により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次のとおり避難を行う。

- (1) 避難誘導の指示

隊長は、市長が避難指示及び勧告等を発令したとき、又は必要であると認めたとき、避難誘導班に対し区民の避難誘導の指示を行う。

- (3) 避難経路及び避難誘導

避難誘導班は、隊長の避難誘導の指示を受けたときは、災害に応じて予め設定した避難経路により、住民を避難所に誘導する。ただし、避難経路及び避難所は災害発生状況により、使用できない場合があることから、平時から複数のルート、避難所を想定し、住民に周知するものとする。

12 避難行動要支援者対策

- (1) 避難行動要支援者の個別支援計画の作成

避難行動要支援者の避難支援をスムーズに行うために、避難行動要支援者等について予め個別支援計画を作成する。

- (2) 平常時における見守り体制の促進

平常時から、要支援者に対する声かけ運動を展開するなど、個別支援者を中心とした見守り活動を行う。

- (3) 避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者に対する円滑な避難誘導について予め検討し訓練等に反映させる。

- (4) 避難行動要支援者の支援

隊長は、市長が避難準備情報を発令したとき、又は必要であると認めたとき、避難行動支援班に対し避難行動要支援者の避難支援を指示する。避難行動支援班は、避難行動要支援者の支援者として、あらかじめ複数の者を定めておく。

緊急の場合は、隊長の指示がなくても避難支援を行う。

13 給食給水

- (1) 災害対策本部において

給食給水班は、区の備蓄物資もしくは各家庭から持ち寄った食材で炊き出しを行い、災害対応従事者に対して後方支援を行う。

- (2) 避難所において

給食給水班は、避難者に対して炊き出しを行うとともに、市等から配布された食料、

飲料水等を適正に配分する。

14 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

15 防災資機材等の備蓄及び管理

防災資機材等を計画的に整備し、定期点検を実施する。

(1) 配備計画

区 分	品 名
情報収集・伝達用	ハンドマイク、携帯用無線機、携帯用ラジオ、 携帯電話機用充電器、腕章等
初期消火用	消火器、水バケツ、砂袋、可搬式小型動力ポンプ 防火衣・ヘルメット、とび口等
水防用	降雨シート、スコップ、ツルハシ、ロープ、かけや、 くい、土のう袋等
救出救助用	救命ボート、救命胴衣、バール、はしご、のこぎり、スコップ、 なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エ ンジンカッター、チェンブロック、斧、一輪車、鉄パイプ、角材、 防塵マスク 担架、テント、毛布、シート、車いす、リヤカー等
衛生救護用	救急セット、毛布、シート等
避難誘導用	強カライト、ハンドマイク、ロープ、警笛等
避難用	投光器、発電機、燃料、携帯用トイレ等
巡視巡察用	強カライト、防災用雨具（長靴、合羽等）
給食給水用	カマド、コンロ、給水タンク、大なべ、炊飯器、食器等

(2) 定期点検

防災の日（9月1日）を全資機材の点検日とする。

付 則

策定 2018年（平成30年）10月01日

改定 2021年（令和3年）7月18日 第3条(3)災害警戒本部設置基準の変更

【参考資料】

別紙 1 【地震想定】防災訓練（例）

別紙 2 【水害想定】防災訓練（例）

別紙 1

【地震想定】防災訓練（例）

時 間	内 容	備 考
8:00	※防災行政無線若しくはハンドマイク等で訓練の事前予告をする	防災行政無線（石部中学校設置）使用
9:00	【湖南省内で震度 6 弱の地震発生】	地震発生までは、全員が自宅待機
9:05	※ 避難誘導班 は、自主的に各班の居住者の安否確認を開始 ・所定の様式により全戸を回り本部へ報告する。 一人一人所在確認できたか不明かをチェックする。 ケガ人がいた場合は、 本部 に応援を求める。 。	事前に住民同意の元に家族名簿を作成し、一人ひとりチェックする。 所在確認 （自宅、避難所、その他） 所在不明
9:10	※ ふるさと防災チーム役員 と 情報班 は、自主的に会館に集合 ※ 隊長 は、宝来坂自治会災害対策本部の設置を宣言 ※ 避難誘導班 は、住民の安否を確認する。 ※ 情報班 は、住民の安否情報などを集約し、定期的に隊長へ報告すると共に、必要に応じて行政機関へも連絡する。 ※ 巡視・巡察班及び救出・救助班 は、自治会内を巡回し被害の程度を確認すると共に、必要に応じて救助・救助活動に当たる。	地震の場合、震度 5 弱以上で、連絡がなくても本部を設置する。 （第 3 条第 3 項） 市は震度 6 弱で、災害対策本部を自動設置することになっている。
9:20	※ 給食給水班 は、隊長の命令により炊き出しを開始する。	
9:30	※ 避難誘導班 から住民の安否情報が届き始める。 ※ 情報班 は、住民の安否情報等の記録をとる。 【A 班で火災発生の知らせが入る】	班単位で報告までの所要時間を計測する。 （今後の目安となる）
9:45	※ 水防消防班 は、A 班へ駆けつけ初期消火活動を行う。 ・可能であれば、消火ホースだけでなく、バケツリレーなども体験させる。また、日中地元に残る女性にも参加させる。	消防団員が指導
10:00	【B 班で家屋が倒壊し、家人が下敷きとの情報が入る】 ※隊長は、 救出・救助班 に出動を命じる。 ・救出・救助班は、現場に直行し救出活動を行う （チェーンソーやジャッキ・バール等の使用方法を習得） ・救出・救助班は、同時進行で救急救命訓練を行う。	消防署員が指導
11:00	【全ての訓練が終了】 ・隊長挨拶（講評）	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 班単位の情報伝達速度を情報班から発表 ・ 参加者で炊き出しご飯の試食 ⇒ 11:30 分解散 	
11:30	※役員で反省会を行い、改善点を次回に生かす。	役員のみ
12:00	防災訓練終了	

自主防災組織【地震想定】防災訓練（例）

	8時	8時30分	9時	9時30分	10時	10時30分	11時	11時30分	12時
状況付与			9:00 地震発生	9:30 火災発生報告	10:00 家屋倒壊報告				
対策本部		訓練を行う ことの周知	会館集合	本部立上（集会場）			本部解散		
情報班			各班からの情報収集と整理（集会場）⇒ 行動記録を取る						
水防消防班			屋外	消火訓練（消火栓使用、バケツリレー）					
救出・救助班		自治会内の巡回パトロー		救助資機材の使用訓練					
避難誘導班		班単位で安否確認 ⇒ 本部へ報告							
給食給水班				自治隊長の命により炊き出し					
							隊長による講評	炊き出しご飯の試食	役員による反省会

※訓練を通じて、各班の行動にはどれぐらい時間がかかり、必要とする人数はどれくらいなのかを掴んでください。

別紙 2

【水害想定】防災訓練（例）

時 間	内 容	備 考
8:00	※防災行政無線若しくはハンドマイク等で訓練の事前予告をする	防災行政無線 (石部中学校設置)
9:00	【台風〇号が深夜近畿地方上陸、本市に大雨洪水警報が出る】 ※ふるさと防災チーム役員と情報班は、予め会館に集合(待機) ※隊長は、災害対策本部の設置を宣言 ※情報班、各班から入手した情報を整理し隊長へ報告	
9:10	※隊長は、巡視・巡察班に区内の巡視を指示。 ※巡視・巡察班は、自治会内を巡視しがけ崩れなど危険箇所を点検するとともに、住民に警戒を呼びかける。巡回に要する時間も、今後の参考のために記録しておく	平素から自治会内を歩き危険箇所を把握しておく。
9:20	【消防団から水防活動の支援要請】 ※隊長は、水防消火班に消防団への協力を指示 ・土嚢袋の作成と土嚢積みの訓練を行う。	消防団員が指導
9:30	【湖南省が当地区に避難準備情報を発令】 ※隊長は、避難行動支援班に要支援者の避難支援を指示。 ※避難行動支援班は、要支援者の支援に向かい、避難所へ誘導。 ※隊長は、給食給水班に炊き出しを命じる。	避難行動要支援班は、予め誰が誰を支援するかを決めておく。
9:40	【湖南省が避難勧告を発令】 ※隊長は、避難誘導班に住民の安否確認と避難誘導を命じる。 ※避難誘導班は、水平避難者と垂直避難者の把握に努め、水平避難の必要な者に避難誘導を行う。 ※避難誘導班の人員が不足する場合は、他の班が応援する。 ※情報班は、各班から報告のあった住民の安否情報などを集約し、定期的に隊長へ報告すると共に、必要に応じて行政機関へも連絡する。	いかなる行動も複数で行い単独行動は避ける。 班長は、班員がどこにいるかを必ず把握すること。
10:00	【湖南省が避難指示を発令】 ※隊長は、避難誘導班に逃げ遅れたものがないか把握させる。 ・立石側越水、護岸決壊の危険が迫っているため、直ぐに水平避難(指定避難所)できないものは、垂直避難(自宅2階以上)に切り替える。	
11:00	【全ての訓練が終了】 ・隊長挨拶(講評) ・参加者で炊き出しご飯の試食 ⇒ 11:30分解散	
11:30	※役員で反省会を行い、改善点を次回に生かす。	役員のみ

12 : 00	防災訓練終了	
---------	--------	--

自主防災組織【水害想定】防災訓練（例）

	8時	8時30分	9時	9時30分	10時	10時30分	11時	11時30分	12時
状況付与			9:00 大雨警報	9:30~10:00 避難情報が順次発令					
対策本部		訓練を行う ことの周知	会館集合	本部立上（集会場）			本部解散		
情報班			各班からの情報収集と整理（集会場）⇒行動記録を取る						
水防消火班			屋外	土のう工法の訓練（消防団員が指導）					
救出・救助班		住内の巡回パトロール		住民の安否確認（避難班の応援）					
避難誘導班		要支援者の避難支援（集会場へ誘導）		住民の安否確認					
給食給水班				隊長の命により炊き出し					
							自治隊長などによる講評	炊き出しご飯の試食	役員による反省会

※訓練を通じて、各班の行動にはどれぐらい時間がかかり、必要とする人数はどれくらいなのかを掴んでください。